

國學院大學學術情報リポジトリ

火葬における遺骨の取り扱い

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 川嶋, 麗華 メールアドレス: 所属: |
| URL | https://doi.org/10.57529/00001629 |

火葬における遺骨の取り扱い

The way of treatment of cremains in Japan

川嶋麗華

キーワード：ノヤキ 火葬場 拾骨 遺骨 行為と儀礼

关键词：野烧 火葬场 拾骨 遗骨 行为与仪式

要旨

高度経済成長期（1955-1973）以前、広島県西北部や愛知県や北陸地方などの一部地域で行なわれていた旧来の火葬（ノヤキ）では、葬儀の全体を近隣住民や親戚などの第三者が中心となって行った。ノヤキでは、遺体処理の起点となる点火と火葬後の遺骨を拾う拾骨は家族など近親者が行なう地域が多く、火葬という行為には点火と拾骨という2つの儀礼的な要素が含まれていた。本稿では、拾骨とその後の納骨や残骨の廃棄という遺骨の処理に注目し、ノヤキと火葬場での火葬の両者における具体事例から、遺骨の意味について次の3点を指摘した。

(1) ノヤキでは「骨にする」ことを重視するのに対し、火葬場での火葬ではよりきれいな形で「骨を残す」ことを重視する傾向がある。

(2) ノヤキで家族と親族が行なってきた点火と拾骨のうち、拾骨は依然として火葬場の拾骨室などで家族と親族が担っている。現在の火葬場での火葬では、家族や親族による遺体処理の責任が拾骨という1つの動作に集約されており、家族や親族による遺骨との対面と拾骨が重視されていると考えられる。このように点火と拾骨という行為の儀礼化から、遺体処理はもともと家族や親族が行なうものだとする社会的規範が存在していたこと、点火と拾骨という行為が慣習となりその慣習が儀礼化することによって保存伝承の力を強くしていること、が考えられる。

(3) 火葬における遺骨の取り扱いからは、拾骨の重視と残骨の軽視という両者の意味合いを読み取ることができ、その傾向はノヤキだけでなく火葬場での火葬にも継承されている。

摘要

直到日本战后经济奇迹（1955-1973）之前，广岛县西北部、爱知县及北陆地方等部分地区，遗体火化依旧是在旧时的“野烧场”中举行。这种遗体火化过程中的所有仪式都是由附近居民及亲戚组成的第三方来担任。然而，即便是这种旧时的在“野烧场”举办且由第三方负责的火葬仪式，其中作为遗体处理开始的点火环节和死者遗骨的收集（拾骨）环节却仍是由死者家属或近亲担任。当时，以这种方式举行遗体火化仪式的地区并不在少数。由此可见，在当时的火葬仪式中，就包含了“点火”和“拾骨”两种要素。本论文以火葬仪式中拾骨后的纳骨，剩余骨灰的废弃等死者遗骨的处理方式为着眼点，

対旧时野烧场和现代火葬场中举行的遗体火化仪式的具体事例进行分析，对死者遗骨的意义进行探讨并作出了如下判断。

(1) 旧时在野烧场举行的遗体火化仪式，所重视的是如何将死者的遗体完全火化成骨灰。而在现代火葬场所面临的问题是，在火化死者遗体时如何将死者的遗骨完整保存下来。

(2) 旧时在野烧场举行的遗体火化仪式中，由家属及亲族所担任的“点火”和“拾骨”的两个环节，其中的拾骨环节在现代火葬仪式中依旧由死者的家属及亲族担任。需要由死者家属及亲族担任的遗体处理的责任，在现代火葬场中的火葬仪式中已经被浓缩为拾骨这一行为之中。由此可见，现代火葬所重视的是死者家属及其亲族与死者遗骨的最后一次会面及拾骨这一环节。从点火和拾骨行为逐渐仪式化的过程中可以得出，死者遗体的处理是死者家属及亲族的责任在当时已然成为了一种社会规范。点火及拾骨等行为成为当时的社会习惯，且这种习惯以逐渐仪式化的形式得以保存传承。

(3) 在遗体火化的过程中，对于死者遗骨的处理上呈现出了重视拾骨仪式，轻视残留骨灰的倾向。这种倾向不仅存在于旧时的野烧场之中，更被当代的火葬场所继承。

1. はじめに

現在、日本では遗体処理のほぼ100%が火葬である。その火葬は火葬場での火葬炉を用いて行なわれる。しかし、高度経済成長期（1955-1973）以前、全国的には圧倒的に土葬が多く、広島県北西部や愛知県や北陸地方などの一部地域では、村落内での火葬（ノヤキ）が行なわれていた。土葬やノヤキでは、葬儀の全体を近隣住民や親戚など第三者が中心となって行なったが、土葬で最初に土をかける、火葬で点火をする、といった遗体処理の起点となる動作はいずれも家族など近親者が行なった⁽¹⁾。また、ノヤキでは点火だけでなく、家族が火葬後の遺骨を拾う拾骨も家族が行なう地域が多く、火葬という行為には、それら点火と拾骨という2つの儀礼的な要素が含まれている点に注意したい〔川嶋2017a〕。本稿では拾骨と、その後の納骨や残骨の廃棄という遺骨の処理から、火葬における遺骨の意味について検討する。

2. かつてのノヤキの習俗

まず、かつてのノヤキの習俗の一例として、広島県山県郡北広島町丁保余原の下講中の事例を紹介する。⁽²⁾

丁保余原には上・下2つの講中があり、そのうち下講中は30戸で構成され、下

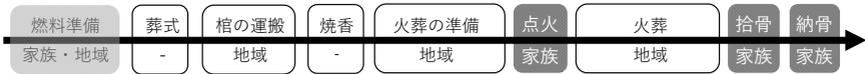


図1 火葬の流れと担い手

講中はさらに3つのアタリに分かれていた。⁽³⁾ 葬儀の手伝いには、アタリの各家から2人ずつが出て、葬儀での様々な役割を分担した。火葬の役は、アタリ全員で責任を持ってあたり、火葬の準備や夜中の確認を交代で行なった。10時頃から葬儀が始まり、カンカタギ(棺担ぎ)と呼ばれる役が遺体の入った棺を喪主の家から火葬の場であるヤキバ(焼き場)まで運搬した。ヤキバにある石台の上に棺を置き、焼香を行なった。火葬の準備は、穴状のヤキバの土の上に長さ60cm程度の薪を並べて高さ30cm程度になるように3段ほど積み上げて棺を置き、その四方に藁束を並べて棺の角で藁が重なるように山盛りに積み重ねた。14時頃、喪主が藁山の上部に点火すると、徐々に火が下がって全体が火の玉のようになった。アタリは、夜中に火の様子を2、3回確認し、燃え方が足りなければ、ばらした藁を組んで乗せて燃料を追加する。翌朝、死者の家族と親戚が遺骨をすべて拾って容器に納め、49日に墓へ納骨した。残った遺灰は、ヤキバの周囲に捨てた。

このように広島県の北広島町地域では、火葬の準備と骨化するまでの実際の火葬作業は講中やアタリと呼ばれる地域の人が担うが、点火と拾骨は家族や親族が行なうのが一般的であった。⁽⁴⁾ 火葬の起点となる点火、そして終点となる拾骨と納骨という骨の取り扱い、即ち遺体処理の始めと終わりは死者と近い人が行なったという特徴がわかる。

(1) 火葬と拾骨の担い手

次に、市町村誌史類の記述、地方自治体と大学の調査報告書の報告、筆者の調査結果から読み取れる全国的な火葬習俗の特徴と傾向性を整理する。

火葬の担い手には、家族や親戚などの血縁または姻戚関係にある人(富山県黒部市)〔富山県教育委員会1968〕、組や講中や同じ檀家組織など地域の人(広島県北広島町)、専門的な職能者(愛知県愛西市旧八開村)の3者がある〔川嶋2018a〕。⁽⁵⁾ 担い手は地域によって異なり、それは途中で変化することがしばしばあった。例えば、大分県大分市城東・原川地区桃園では、昭和初めまでは講組が火葬を担っ

たが、昭和6年(1931)からは専従者が行なうようになったことが、静岡県焼津市石津では、昭和10年頃(1935)までは専門の火葬業者がいたが、その後はドン衆が交代で4、5人で火葬をするようになったことが報告されている〔大分市教育委員会2013；静岡県教育委員会文化課県史編さん室1993〕。⁽⁶⁾ 以前報告した愛知県愛西市旧八開村の塩田、で戦中の食糧難を契機として火葬の担い手が専門的な職能者から地区の人々へと変化した事例からも、火葬の担い手は流動的であり、必ずしも固定されたものではなかったことがわかる〔川嶋2018c〕。

一方、塩田のように拾骨の準備などを地域の人が担う場合もあるが⁽⁷⁾、古くから火葬であった地域、土葬から火葬に変化した地域のいずれでも、拾骨の担い手は死者の家族などの身内である場合が多い。手順は、死者との関係が近い人から順に拾う、ノドボトケだけは喪主が拾う、4～5人が拾骨して家に持ち帰った後に再び新聞紙の上にお骨を広げて親戚一同で拾うとするなどの一定の決まりが多く報告されている。⁽⁸⁾ このように、実際の火葬作業は地域によって様々な立場の人が担うのに対して、拾骨は身内が一定の決まりに則って行っており、儀礼的な側面が強かったことがわかる。

(2) 拾骨の方法

拾骨に関する決まりは、担い手だけでなく、道具や動作にもみられる。拾骨には、全国的に箸を用いることが多く、木と竹で一組になった箸、ガンザの木の箸⁽⁹⁾、などの特定の木からできた箸や通常とは異なる箸を作って使用する地域がある。また、渡し箸で拾う、2人で1つの骨を拾う、左手で拾うなど拾骨の方法が決められている地域がある。拾骨に関する決まりは、明治期以降に火葬習俗に変化した地域のノヤキでも報告されており、古くから火葬を行なっている地域に限らず伝承されていたことがわかる⁽¹⁰⁾。

拾骨には全部の骨を拾う全部拾骨と一部の骨のみを拾う一部拾骨がある。その地域差は、火葬場における習俗を主な対象として、東日本では全部拾骨が一般的であり西日本では一部拾骨が一般的であることがこれまでの研究で指摘されている〔日本葬送文化学会編2007〕。しかし、火葬場での拾骨については、福岡県京都市犀川町伊良原地域で「できれば骨全部を拾い上げる」〔伊良原ダム民俗文化財調査指導委員会1999〕という報告や、高知県高岡郡中土佐町久礼地区で「骨を残さないようにする」〔筑波大学民俗学研究室2014〕という報告がみられ、

表 1 調査地における拾骨と火葬骨の扱い

| 地域 | 葬法 | 拾骨 | 骨の扱い |
|----------|------------|------------|---------------------|
| 岩手県 田谷 | 1940年頃から火葬 | 大体の骨を拾う | 墓へ納骨 |
| 富山県 岩瀬 | 火葬 | 大体の骨を拾う | 墓・(寺)へ納骨 |
| 滋賀県 沖島 | 火葬 | 火葬中に少し骨をとる | 墓・寺へ納骨 残った骨は納骨堂へ |
| 愛知県 塩田 | 火葬 | 少し骨を拾う | 墓・寺へ納骨 残った骨は放置 |
| 広島県 丁保余原 | 火葬 | 大体の骨を拾う | 墓・(寺)へ納骨 |

単純に東西の地域差として捉えることは難しい。ノヤキでの拾骨は、一部拾骨を行っていたと判断できる報告の中では、歯やノドボトケを拾うとする事例が多く⁽¹¹⁾、加えて頭骨や足腰の骨を拾うとするものもあった。一方、先述した北広島町域でできる限り全ての骨を拾う、愛知県宝飯郡音羽根町赤坂で「全取骨」を心がけていたとする事例があるが〔編集委員会愛知県史編さん専門委員会民俗部会2003〕、報告書から全部拾骨であると判断できる事例は少なく、ノヤキの拾骨習俗の分布を把握することは困難であった。ノヤキでも、広島県などで全部拾骨が試みられていたことから、全部拾骨が東日本に限られていたことはないと考えられ、火葬場とノヤキでの拾骨の地域差については具体的な事例の把握に基づく検討を要する。

(3) 火葬骨の扱い

拾骨で拾った骨は寺や墓に納骨され、拾われずに残った骨は、放置されたり、火葬した場所に埋められたり、その周囲や灰捨て場に捨てられるなどした。例えば、一部拾骨である先述の愛知県愛西市旧八開村では、火葬後に骨を少し取って残りの骨をそのまま火葬した場所に放置し、次の火葬が行なわれる前に近くへ掃き捨てた。また滋賀県近江八幡市の沖島では、火葬中に骨を少し取り出し、残った骨はすべて納骨堂へ納めて他の人の骨と一緒にしていた。このように、拾骨されずに残った骨は放棄されるのが基本であった。

拾った骨は、広島県の丁保余原地区の事例でみたように墓へ納骨されることが多い。その他、一摘みだけ大谷本廟へ納骨するがほとんどの遺骨は東郷池へ投棄していた例（鳥取県東伯郡の浅津）、もしくは墓地と寺の両方へ納骨した例（広島県の筏津）など、拾骨後の遺骨の取り扱いは多様である。ノヤキが盛んに行なわれた地域は概して浄土真宗地帯が多く、地元や本山の寺院に納骨される事例が報

告されている⁽¹²⁾。滋賀県の沖島などでは骨の一部を地元の寺もしくは京都の本願寺へ、丁保余原がある北広島町域の筏津地区では、家によっては本願寺へ、それぞれ納骨していた。

3. 現在の火葬場における火葬習俗

次に、現在の火葬習俗について取り上げる。高度経済成長期（1955-1973）を経て、土葬やノヤキであった地域でも大半が火葬場での火葬へと移行している。火葬場での火葬習俗について、土葬から火葬場での火葬へ移行した福井県大飯郡おおい町、ノヤキから火葬場での火葬へ移行した島根県邑智郡旧瑞穂町、の2地域の事例を取り上げる。

(1) 福井県大飯郡おおい町の公営火葬場

福井県内では、大正2年（1913）の火葬率は69.2%であり、当時から火葬が盛んに行なわれていたことが統計からうかがえる⁽¹³⁾。福井県内のうち、ほとんどが浄土真宗の門徒であるという嶺北地方にあたる今立郡池田町旧上池田村域では、ふるくからサンマイで火葬を行なっていたとされ〔佐野木敏輝1968〕、真名川流域でも火葬が山や河原にあるサンマイで火葬を行なっていたとする報告がみられた〔真名川流域民俗調査団1968〕。サンマイと呼ばれる村落の火葬場での火葬習俗は、隣接する石川県や富山県、新潟県でも報告されており、福井県の嶺北地方から新潟県まで火葬習俗が盛んに伝承されていたことが推察される。一方で、嶺南にあたるおおい町域は、両墓制を伴う土葬の分布域であり、例えば、三方郡山東村竹波、大飯郡本郷村・加斗村・高浜町菌部、遠敷郡内外海村などでは両墓制の習俗が報告されている〔佐藤1966；最上1980〕。

昭和59年（1984）の『第二次大飯町振興計画』では、「従来は、埋葬を主体としていたが、近年小浜市や高浜町等で火葬され」〔企画財政課1984〕ようになったことが報告されている。火葬数と火葬率をみると、昭和45年（1970）には火葬が11件、土葬が55件、火葬率は16.7%であり、土葬が多く行なわれていたが、昭和50年（1975）には35.8%、昭和55年（1980）には47.0%となり、高度経済成長期末から直後にかけて火葬が急速に普及していったことがうかがえる（表2参照）。

『第二次大飯町振興計画』には、「小浜市や高浜町で火葬を行なっているが、火

葬が重なるときには飽和状態となるため、広域的な対策が必要である」〔企画財政課1984〕と、火葬の実施に際しての問題が述べられているが、平成30年(2018)現在も尚、おおい町内に公営の火葬場は設置されておらず、町民は隣接する小浜市営の火葬場を利用している。小浜市では、昭和35年(1960)に「小浜市営火葬場設置および管理条例」(小浜市条例第31号)が制定され、その条例は昭和46年(1971)に「若狭霊場設置および管理条例」(小浜市条例第11号)によって改正された。現在、市営火葬場の若狭霊場は、小浜市の中心の市街地から西端にあたる青井地区の山中に位置し、小浜市の市民とおおい町の町民、それ以外の利用者も受け入れている。小浜市とおおい町の間で火葬場の利用に関する取り決めがあり、市外利用者でもおおい町民に限っては、小浜市の市民と市外の利用者との中間に利用料が設定されている(表3参照)。

現在の若狭霊場は昭和52年(1977)に建立された。敷地内には、1号炉から3号炉までの3基の火葬炉がある建物、その左手に納骨堂、正面には駐車場があるのみで、利用者の待合室などの施設はない。納骨堂は、火葬を終えたあと拾骨しなかった遺骨を納める施設である。その遺骨は、年に2回入札で決まった業者が回収する。火葬炉は、重油を燃料とする台車式である。通常は600度で80～90分間程度火葬し、冷却する時間を合わせて1体の火葬に120分程度の時間がかか

表2 旧大飯町の埋火葬数の推移

| 年次 | 埋葬 | 町内火葬 | 町外火葬 | 計 | 火葬率 |
|------|----|------|------|----|--------|
| 1970 | 55 | 1 | 10 | 66 | 16.70% |
| 1975 | 34 | 1 | 18 | 53 | 35.80% |
| 1980 | 36 | 1 | 31 | 68 | 47.00% |
| 1981 | 22 | 3 | 37 | 62 | 64.50% |
| 1982 | 27 | 4 | 30 | 61 | 55.70% |

※企画財政課『第二次大飯町振興計画』(大飯町、1984)より作成

表3 若狭霊場の使用料

| 区分 | 市内 | 大飯町内 | 大飯町以外の市外 |
|-----------|--------|--------|----------|
| 12歳以上 | 6,000円 | 9,000円 | 12,000円 |
| 3歳以上12歳未満 | 3,600円 | 5,400円 | 7,200円 |
| 3歳未満 | 2,400円 | 3,600円 | 4,800円 |
| 死産児 | 1,200円 | 1,800円 | 2,400円 |
| 胎盤等 | 1,200円 | 1,800円 | 2,400円 |

※昭和46年小浜市条例第11号「若狭霊場設置および管理条例」より作成



写真1 若狭霊場の外観



写真2 点火用の新聞紙



写真3 拾骨前のようにす



写真4 拾骨用の箸(左が木、右が竹)

る。1日に最大で6体の火葬が可能である。

火葬の流れは、次のとおりである。火葬場に着くと、葬祭業者と付き添いの親族で棺を霊柩車から下ろし、火葬炉の台車に載せる。その手前に簡単な焼香台を組み、お膳、お花を並べ、僧侶による読経中に参列者は焼香をする。焼香が終わると、火葬場の職員が棺を火葬炉の中に納める。子どもなど、死者との関係が近い数名が、職員の誘導に従って、火葬炉の裏から点火する。点火は、新聞紙の束に火をつけ、喪主から順番にガスを出した炉内に入れて行なう。その後は、職員による火葬時間の案内に従って2、3時間ほどで火葬場へ戻り、拾骨を行なう。遺骨はあらかじめ職員によって人体の形に整えられていることが多い。拾骨は、死者との関係が近い数名が、竹と木の箸を使って骨を拾い、順に箸から箸に渡して行って最後の人が骨壺に納める。骨を拾う際も、職員の指示によって数個の骨を拾い、ノドボトケは喪主が拾う。拾わなかった骨と火葬場に持っていったお膳は、職員が納骨堂に納める。

(2) 各火葬場における傾向と特徴

福井県のおおい町のように土葬から火葬場での火葬へ移行した地域でも、点火は家族が行なうことがあり、土葬から火葬への変化の前後のいずれでも、遺体処理の始まりである埋葬時の土かけと火葬の点火は家族が行なうという共通点がみられる。一方、拾骨は土葬にはなく火葬のみにみられる習俗だが、点火と同様にもともと土葬であった地域でも、拾骨は竹と木の箸を組み合わせる、箸渡しをするなどの一定の決まりに則って行なわれることが多い。

筆者は、若狭霊場の他に火葬場での火葬について複数の事例を報告したことがあり〔川嶋2017b・2018a・2018b・2018c〕、それらをふまえて火葬場における火葬習俗の特徴について簡単に整理する。

現在の火葬場には、ロストル式か台車式の火葬炉が導入されている。ロストル式は、横に渡した金属棒の上に棺を置いて火葬し、焼骨はロストルの下に落ちるようになっている。台車式は、耐火素材の台車の上に棺を置いて火葬し、焼骨は台車の上に残るようになっている。静岡県下田市白浜原田地区で明治8年頃(1875)に土葬から火葬への変化にともない縦棺のロストル式火葬炉が、富山県氷見市触坂地区で昭和40(1965)年頃に横棺式の火葬炉がそれぞれ導入され、村落部でロストル式の火葬炉が導入されることがあった。また、岐阜県岐阜市にある民営火葬場の黙山火葬場で、開業当初の明治18年(1886)にはロストル式火葬炉が導入されたが、平成4年(1992)に改築された現在の火葬場には台車式火葬炉が導入された。近年では、東京都23区内における火葬の大半を請け負っている民営火葬場の東京博善社のようにロストル式を採用している火葬場もあるが、全国的に台車式火葬炉が多く採用される傾向にある。

ロストル式は棺の下側からも熱が伝わるものの、台車式は上側と側面からしか熱を伝えることができないため、台車式はロストル式よりも火葬に時間がかかる特徴がある。それにも関わらず台車式が広く普及している背景には、焼骨を人体の形状に合わせて保つという目的がある。各火葬場では、先述の若狭霊場や黙山火葬場、静岡県富士市営の富士市斎場のように、焼骨を人体の形状に沿うように並べ直す、釘などの燃え残りを取り除くなど、拾骨の前に職員が準備することが多い。また、死産児は遺体が小さく骨が細いため、東京の多磨葬祭場のように専用の火葬炉を設ける、島根県の紫光苑のように煉瓦で囲って弱い火で火葬するなど、各火葬場で遺骨を残すための工夫がなされている。このように現在の火葬場

では、遺骨を残す、遺骨の並びが人体の形状に近くなるように配慮される傾向にある。

拾骨についても、一部の火葬場では、火葬炉の前ではなく別に設けられた拾骨室で拾骨を行なうようになってきている。拾骨には、火葬場の職員による指示によって家族が行ない、拾骨した遺骨は、職員により決まった所作で壺や箱、布に包まれて遺族へと渡される。このように、火葬場での拾骨はより顕著に儀礼化する傾向にある。一方、一部拾骨を行なっている火葬場では、拾骨されなかった遺骨と遺灰は、他の遺骨と一緒に納骨用の施設に収容され、業者が定期的に回収する。拾骨の行為が一定の決まりに沿って儀礼的に行なわれるにも関わらず、拾骨されずに残った骨が廃棄される点は、火葬場での火葬とノヤキで共通する。

4. 要点

本稿では、旧来から村落部を中心として行なわれてきたノヤキと、近代以降に普及した火葬場での火葬における遺骨に関する習俗を、具体的な事例から比較検討した。そこから指摘できる火葬における遺骨の意味は以下のとおりとなる。

(1) 骨化に対する意識の変化

ノヤキでは「骨にする」ことを重視するのに対し、火葬場での火葬ではよりきれいな形で「骨を残す」ことを重視する傾向がある。それは、火葬場で台車式の火葬炉が多く普及していること、骨の形を整えるなどの気配りがなされていること、胎児を火葬するための火葬炉や技術を有していること、などの各火葬場における取り組みからわかる。

(2) 拾骨への遺体処理の責任の集約

旧来のノヤキでは点火と拾骨は家族と親族が行ってきたことが広く共通しており、それは火葬場での職員による火葬に変わった後にもみられる。点火は公営火葬場の職員が行なう例も増えてきているが、依然として拾骨は火葬場の拾骨室などで家族と親族が担い、遺体処理の責任の所在の伝承性がみとめられる。つまり、現在の火葬場での火葬では、家族や親族による遺体処理の責任が拾骨という1つの動作に集約されているのである。だからこそ現在の火葬場では、家族や親族による遺骨との対面、そして拾骨が重視されていると考えられる。拾骨が重視されることにより、現在では拾骨という行為がより顕著に儀礼化してきていると

いえる。それは各火葬場で、火葬後に異物を取り除き遺骨を整える拾骨が準備されていることや、火葬炉がある部屋とは別に拾骨室があることからもうかがえる。点火と拾骨という行為が儀礼化してきている事実からは、遺体処理はもともと家族や親族が行なうものだとする社会的規範が存在していたこと、点火と拾骨という行為が慣習となり、それが儀礼化することによって保存伝承の力を強くしていること、が考えられる。また、火葬における点火と拾骨からは、行為は儀礼化されることで古い慣習の伝承力を強くしていることがわかる。

(3) 拾骨の重視と残骨の軽視

拾骨が重視され顕著に儀礼化している傾向にあるのに対し、一部拾骨の地域において拾骨されなかった残骨は軽視される傾向にある。ノヤキでは、拾骨が一定の決まりに則って行なわれ、愛知県の塩田などでは火葬の担い手が拾骨の準備をしたが、拾骨後の残骨はヤキバなどの火葬する場もしくはその付近へ放棄された。こうした傾向は、火葬場での火葬でも同様であり、火葬場の職員が丁寧に拾骨の準備をするが、納骨堂などの施設へ他の遺骨とともに集積され業者へ回収されている。このように、火葬における遺骨の取り扱いからは、拾骨の重視に対して、残骨の軽視廃棄という両者の意味合いを読み取ることができ、その傾向はノヤキだけでなく火葬場での火葬にも継承されている。

注

- (1) 葬送研究では「葬送というものは家族や親族がみずから行なうものだという不文律があったからこそ、そのようなしきたりが根強く伝えられてきた」という考えが示されている〔新谷2015〕。
- (2) 平成26年(2014)の聞き書き調査での話者(丁保余原・1934年生/男性)の語りを中心に記述した。
- (3) もともと、12戸や5戸などアタリによって戸数に差があり、アタリの中に親戚がいる家などは葬儀の人数が足りなく他から人を雇う必要があったため、平成6年頃(1994)に10戸ずつに分け直した。
- (4) この地域におけるノヤキについては、丁保余原の事例の他に別稿で同町の筏津地区、隣接する島根県邑智郡邑南町の大原地区・増測上地区などの事例を報告したことがある〔川嶋2017b・2018a〕。
- (5) その他にも、親戚が行なう地域には、神奈川県足柄上郡木山北町、山梨県富士吉田市新屋などが、地域の人が行なう地域には、神奈川県足柄上郡松田町、静岡県御殿場市上小林、愛媛県喜多郡内子町などが、専門の職能者が行なう地域には、静岡県裾野市富沢などの報告がある〔神奈川県立博物館館長前場廣1985・1986；富士吉田市史編さん室1985；東京女子大学史学科民俗調査団1975；北九州大学民俗研究会1983；裾野市史専門委員会1995〕。

- (6) この他に、次のような報告もあった。富山県氷見市中村では、元は藤内が火葬を担っていたが、昭和に入ってから近親の者が担うようになった〔富山県教育委員会1968〕。福井県今立郡池田町旧上池田村では、昔は身分の低い者が焼いたが、現在では、近親者2人くらいでこれを務めるようになった〔佐野木1968〕。奈良県吉野郡天川村では、オンボヤク専門のような人が2人いたが、その人が死んだので、回り番で2～3人がオンボヤクをするようになった〔文化財保存課1976〕。三重県桑名市では、古くはバンタとかオンボとかよばれる専門の人が扱ったようだが、サンマイに設備ができるとクミのものが行なうようになった〔堀田・水谷・掘・土肥1987〕。佐賀県西松浦郡有田では、オンボウと呼ばれた人が何人かいたが、近親者で焼くことあった〔有田町民俗調査委員会駒沢大学博物館学講座1996〕。
- (7) 先に隣組が棺の蓋のようなもののできる限りもとのとおりに並べておくとする山形県飽海郡遊佐町や、炉の扉を開けて骨を出しておくとする静岡県裾野市深良などの報告がある〔郷土文化史研究所所長神田より子2006；裾野市史専門委員会1992〕。
- (8) 高知県高岡郡中土佐町久礼地区や新潟県西頸城郡能生町大字筒石などの報告がある〔筑波大学民俗学研究室2014；恵比根1979〕。塩田では、火葬の担い手であった地域の人が火葬灰の中から幾つかの骨を拾って家族に渡し、家族はその骨をあらためて拾骨した。
- (9) 山形県飽海郡遊佐町の事例〔郷土文化史研究所所長神田より子2006〕。
- (10) 例えば、30年位前から火葬になったという長野県東頸城郡松之山町天水鳥ではよしの箸を男女一本ずつ持って合わせて1回だけ拾った〔長野県史刊行会民俗資料調査委員会1980〕、大正期まで土葬をしていたという福岡県大川市下牟田口では、人骨を箸と箸で渡していた〔大川市民俗資料等調査会2007〕、明治期以降に火葬になったという兵庫県南あわじ市沼島や大正期まで土葬であった佐賀県西松浦郡有田では、竹と木の箸を使って2人で1つの骨を拾ったという報告がある〔兵庫県教育委員会文化課1971；有田町民俗調査委員会駒沢大学博物館学講座1996〕。
- (11) 福井県大野市中島では、歯がない死者の場合は髪を切ってとっておくという報告がある〔真名川流域民俗調査団1968〕。
- (12) その他、骨を寺へ納める習俗には、『看聞日記』の応永の飢饉に際して造成された地藏尊や大阪市にある浄土宗一心寺で明治20年(1887)以降に造立されるようになった骨仏などがある〔藤井1988〕。
- (13) 福井県内では、大正2年(1913)の統計によると、土葬が埋火葬の総数15,851人のうち、火葬が10,969人、土葬は4,882人であった。その後の火葬率は、大正13年(1924)に75.1%、昭和10年(1935)に81%、昭和34年(1959)には90.8%と推移しており、平成25年(2013)以降は県内での土葬は報告されていない。『衛生局年報』、『衛生年報』、『衛生行政業務報告』、政府統計の総合窓口の厚生省報告例により。

参考文献

- 「愛知県史民俗調査報告書6 渥美・東三河」編集委員会愛知県史編さん専門委員会民俗部会『愛知県史民俗調査報告書6 渥美・東三河』、2003
- 有田町民俗調査委員会駒沢大学博物館学講座『有田の民俗』、有田町、1996
- 伊良原ダム民俗文化財調査指導委員会『伊良原ダム関係文化財調査報告福岡県文化財調査報告書第143集伊良原-民俗文化財の調査-』、福岡県教育委員会、1999
- 恵比根真理子『新潟県西頸城能生町大字筒石』、成城大学民俗学研究会、1979

- 大分市教育委員会『城東・原川地区大分市伝統文化調査報告書』11、大分市教育委員会、2013
- 大川市民俗資料等調査会『大川市民俗聞き取り調査報告書(第三集)大川の民俗』、大川市教育委員会、2007
- 神奈川県立博物館『神奈川県民俗調査報告13足柄の民俗(Ⅱ)一足柄上郡松田町一』、1985
- 神奈川県立博物館『神奈川県民俗調査報告14足柄の民俗(Ⅲ)一足柄上郡山北町一』、1986
- 川嶋麗華「火葬における儀礼と行為」『まつり通信』587、まつり同好会、2017a
- 川嶋麗華「ヤキバから公営火葬場へ—広島県旧大朝町と島根県旧瑞穂町の事例から—」『伝承文化研究』15、伝承文化学会、2017b
- 川嶋麗華「野焼きの伝承と火葬炉の普及—併行した2つの技術—」『国立歴史民俗博物館研究報告』191、国立歴史民俗博物館編、2018a
- 川嶋麗華「火葬場の様態と火葬技術—火葬場の三事例から—」『都市民俗研究』23、都市民俗学研究会、2018b
- 川嶋麗華「火葬習俗の残存地域にみる技術の伝承とその変化の過程—愛知県旧八開村の事例より—」『国立歴史民俗博物館研究報告』212、国立歴史民俗博物館編、2018c
- 企画財政課『第二次大飯町振興計画』、大飯町、1984
- 北九州大学民俗研究会『内子の民俗愛媛県喜多郡内子町昭和57年度調査報告書』、北九州大学民俗研究会出版委員会委員、1983
- 郷土文化史研究所所長神田より子『鳥海山麓遊佐の民俗(下巻)』、遊佐町教育委員会、2006
- 佐藤米司「両墓制の問題」『若狭の民俗』、吉川弘文館、1966
- 佐野木敏輝『福井旧上池田村の民俗—福井県今立郡池田町旧上池田村一』、東洋大学民俗研究会、1968
- 静岡県教育委員会文化課県史編さん室『静岡県史民俗調査報告書第十八集石津の民俗—焼津市一』、静岡県、1993
- 新谷尚紀『葬式は誰がするのか—葬儀の変遷史—』、吉川弘文館、2015
- 裾野市史専門委員会『裾野市史調査報告第2集深良の民俗』、裾野市教育委員会市史編さん室、1992
- 裾野市史専門委員会『裾野市史調査報告書第5集富沢の民俗』、裾野市教育委員会市史編さん室、1995
- 筑波大学民俗学研究室『フィールドへようこそ! 2013土佐久礼の民俗高知県高岡郡中土佐久礼地区』、筑波大学民俗学研究室、2014
- 東京女子大学史学科民俗調査団『富士東麓の民俗静岡県御殿場市上小林』、東京女子大学史学科民俗調査団、1975
- 富山県教育委員会『富山県の民俗』、富山県教育委員会、1968
- 長野県史刊行会民俗資料調査委員会『県境を越えて第一集—県外調査報告書北信関係—』、長野県史刊行会民俗資料調査委員会、1980
- 日本葬送文化学会編『火葬研究叢書2 火葬後拾骨の東と西』、日本経済評論社、2007
- 兵庫県教育委員会文化課『沼島沼島地区民俗資料緊急調査報告書』、兵庫県教育委員会、1971
- 藤井正雄『骨のフォークロア』、弘文堂、1988
- 富士吉田市史編さん室『新屋の民俗—富士吉田市新屋一』、富士吉田市、1985
- 文化財保存課『天川村民俗資料緊急調査報告書第二』、奈良県教育委員会、1976
- 堀田吉雄・水谷新左衛門・掘哲・土肥久代『桑名の民俗』、桑名市教育委員会、1987

真名川流域民俗調査団『真名川流域の民俗』、福井県教育委員会、1968
最上孝敬『詣り墓』、名著出版、1980（古今書院、1956）